佐賀市社会福祉協議会福祉バスの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する「福祉バス」の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

- 第2条 福祉バスは、本会が実施する事業のために利用する。ただし、本会が利用していない場合は、本会の団体会員(会員規程第3条第3号に定める会員)として入会している別表1に掲げる団体が、次に掲げるいずれかの目的のために利用する時に限り利用を許可する。
 - (1) 福祉事業·活動
 - (2) ボランティア活動
 - (3) 福祉に関する研修

(利用時間)

第3条 福祉バスの利用時間は、原則として月曜日から金曜日(祝日及び年末年始の休業日を除く。) の午前9時から午後4時までとする。ただし、本会会長が特に必要と認めたときは、これを変更す ることができる。

(利用手続き)

第4条 福祉バスを利用しようとする団体会員(以下「利用者」という。)は、利用日の属する月の 3ヶ月前の1日(土曜・日曜・祝日及び年末年始の休業日の場合は翌営業日)から利用日の2週間 前までに福祉バス利用申込書(様式第1号)に必要な事項を記載の上、申し込むものとする。

(利用者負担)

第5条 福祉バスの利用に係る経費(駐車料及び有料道路通行料等)は、利用者負担とする。

(損害賠償責任)

第6条 福祉バスの利用に関して、利用者は故意、過失に限らずバス本体、備品、その他施設を毀損 したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 福祉バスの運行中の事故により生じた損害については、本会が加入する損害賠償保険を限度 として賠償する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

福祉バス利用団体一覧

別表1

利用団体一覧

種別	団体名称	貸出単位
福祉団体・ボランティア団体	佐賀市校区社会福祉協議会	市•校区
	佐賀市民生委員•児童委員協議会	市·地区
	佐賀市自治会協議会	市•校区
	佐賀市地域婦人連絡協議会	市•支部
	佐賀市老人クラブ連合会	市•校区
	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	市
	佐賀市視覚障害者福祉協会連合会	市
	佐賀市手をつなぐ育成会	市
	佐賀市肢体不自由児・者父母の会	市
	佐賀市母子寡婦福祉連合会	市
	佐賀地区保護司会	地区
	佐賀市原爆被害者の会	市
	佐賀市遺族連合会	市
	佐賀市ボランティア連絡協議会	協議会・団体
	佐賀市まちづくり協議会	校区
	佐賀市食生活改善推進協議会	市•支部
	他福祉・ボランティアを主目的に活動している団体	